

一 般 競 争 入 札 公 告

令和4年7月26日

社会福祉法人 はぐくむ会 介護老人保健施設「逍遥の郷」ナースコールの老朽化に伴う機器更新工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

社会福祉法人 はぐくむ会
理事長 根岸 瑞米

1. 入札に関する事項

- (1) 工事名所 社会福祉法人 はぐくむ会 介護老人保健施設「逍遥の郷」ナースコール老朽化に伴う機器更新工事
- (2) 工事場所 埼玉県大里郡寄居町折原2482 介護老人保健施設「逍遥の郷」
- (3) 工事概要 ナースコール更新工事
- (4) 工事内容 老朽化に伴うナースコール機器更新
- (5) 建物用途 介護老人保健施設
- (6) 工 期 契約締結日から令和5年2月1日
- (7) 入札方法
 - 1 入札方法 : 一般競争入札
 - 2 予定価格 : 有 (非公開)
 - 3 最低制限価格 : 有 (非公開)
 - 4 入札保障金 : 無
- (8) 参加形態 単体企業

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を満たすものであること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る暴力排除措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者については、厚生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けること。
- (5) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。
- (6) ナースコールは、既存電話機器との連動をさせ、介護情報システムとの情報連携がで

きる機器であること。

- (7) 医療・介護福祉施設に納入実績があり、メンテナンス及びアフターサービス体制が確立されている企業及び会社であること。
- (8) 仕様書の要求事項について正確かつ確実に履行できる者であること。
- (9) 今後令和4年以内に施設建物の増築改修工事を予定しており、それに対応した機器の選定及び対応が出来る企業及び会社であること。

3. 入札参加資格の確認

(1) この入札に参加を希望する者は、(3)①の期間までに次の書類を持参の上、(3)②提供しなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認審査申請書及び誓約書 各1部
- ② 入札参加資格(5)の役員名簿等の確認ができる書類 1部
- ③ 入札参加資格(6)の誓約書 1部
- ④ 会社案内 1部
- ⑤ 納入実績一覧表(様式は任意) 1部

(2) 上記(1)①～③の書類は次の通り交付する。

- ① 期間 公告日から令和4年8月12日(金)までの10:00～17:00の時間
- ② 場所 埼玉県大里郡寄居町折原2482番地 介護老人保健施設逍遙の郷
- ③ その他 受取人は事前連絡の上 名刺を持参すること
- ④ 連絡先 電話:048-581-8855 担当:法人本部事務局長 根岸 昭博
(ねぎし あきひろ)

(3) 上記(1)①～⑤の書類の提出期間及び提出先は、次の通りとする。

- ① 期間 公告日から令和4年8月12日(金)の17:00まで
受付時間:10:00～17:00
- ② 場所 埼玉県大里郡寄居町折原2482番地 介護老人保健施設逍遙の郷
- ③ その他 受取人は事前連絡の上 名刺を持参すること
- ④ 連絡先 電話:048-581-8855 担当:法人本部事務局長 根岸 昭博
(ねぎし あきひろ)

(4) 入札参加資格の結果

- ① 入札参加資格の結果は、令和4年8月17日(水)より順次電話及び文書にて通知する。また、参加資格がない旨の通知を受けた者は令和4年8月19日(金)までに書面による再確認を求めることができる。再確認の結果は令和4年8月22日(月)までに回答をする。
- ② 入札参加資格がありと確認された業者には備品仕様書、入札書等書式をメール又は郵送により配布する。

4. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和4年8月27日(土) 14:00～
- (2) 入札場所 埼玉県深谷市上原496番地 特別養護老人ホーム飛鳥の郷 2階会議室
- (3) その他
 - ・参加者は、名刺2枚、運転免許証等顔写真付き身分証明書を用意する。
 - ・入札者は当日業務委託契約書案を持参する。

5. 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低の価格で入札した者とする。また、落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いる場合には、直ちにクジ引きにより落札者を決定する。
- (2) 初回入札参加者が1者のみの場合においても入札は行うこととする。ただし、この場合は、再入札は行わない。
- (3) 再入札は2回までとする。ただし、初回入札に参加しない者、又は前回の入札において最低制限価格を下回った者は再入札に参加できない。
- (4) 入札不参加時の取り扱い
再入札を行っても落札者がいない場合には、最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)下記4条件を厳守したうえで、交渉による随意契約を行う。
 - ・条件1: 随意契約であっても契約金額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - ・条件2: 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - ・条件3: 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
 - ・条件4: 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印すること。

6. 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できない。
- (3) 入札時には、一般競争入札参加資格確認書を必ず持参すること。また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。
- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届を提出すること。
- (5) 入札者は、入札当日に金額見積内訳書を持参し、初回入札における落札者は入札日当日に提出すること。ただし、再度入札における落札者又は随意契約を締結するとされた者は、入札金額見積内訳書を発注者が指定した日までに提出すること。

- (6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (7) 談合に関する情報提供があった場合には、入札参加者から事情を聴取の上、入札の延期をすることがある。
- (8) 入札書は必要事項を記入、押印のうえ提出用封筒に入れ入札書のみを入れ、封をして裏面に割り印をすること。
- (9) 開札は入札書の提出後直ちに行うこととする。
- (10) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び厚生取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 代理人で委任状を提出しないものがした入札
- (3) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (4) 二以上の入札書を提出した者がした入札
- (5) 二以上の者の代理をした者がした入札
- (6) 郵便、電子メール、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (7) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (8) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (9) 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (10) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (11) 次に掲げる入札書による入札
 - ① 入札金額を訂正した入札書
 - ② 入札者の捺印のない入札書
 - ③ 捺印された印鑑が明らかでない入札書
 - ④ その他の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
 - ⑤ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

8. 契約方法

- (1) 本契約の締結は当法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、行政から指導があった場合は従うこと。
- (4) 落札決定から本契約までの間に自治体の入札参加資格の停止の措置を受けた者は、本契約を締結できない。
- (5) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

9. その他

- (1) 本入札において、埼玉県より指導があった場合は、その指導に従うこと。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うと共に、行政からの指導があった場合には従うこと。
- (3) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (4) 受注者は、工事の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工
作物の工事を一括して、第三者に請け負わせ、又は委任することはできない。

10. 工事代金の支払いについて

本工事については、当法人が指定するリース会社からの支払いとする。

11. 問合せ先

社会福祉法人 はぐくむ会 介護老人保健施設逍遙の郷

住所：埼玉県大里郡寄居町折原 2482 番地

電話：048-581-8855

担当者：法人本部事務局長 根岸 昭博（ねぎし あきひろ）